

事務連絡  
令和2年7月17日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究（周知）

災害が発生した際の保育所における対応として、保育所保育指針において、「緊急時の対応の具体的な内容等のマニュアルを作成すること」、「災害の発生時の保護者等への連絡体制及び子どもの引渡し方法等について確認しておくこと」等を定めています。

一方で、「支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－」（平成30年11月9日総務省行政評価局）において、「非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある」との勧告を受けたところです。

今般、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」（株式会社キャンサーズキャン）を行い、その調査研究をもとに、厚生労働省で、臨時休園に関する課題や考え方について整理しました（別添）。市区町村におかれましては、今回の調査結果を参考に防災対策等の観点から、臨時休園等の基準について策定をお願いいたします。

また、今後、各市区町村の基準の設定状況を把握することも検討していますので、その際にご協力のほどよろしくお願いいたします。

管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

○別添 ①災害における臨時休園の在り方（厚生労働省作成）

②好事例集（概要版。詳細は下記調査研究事業のp25～p46を参照）

○参考 「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」（実施主体 株式会社キャンサーズキャン）

<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2020/04/9e78edc7f8deb4e0261bb9fc708e94ed-2.pdf>